

第17回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

開催日時：平成23年8月2日（火） 午後2時30分から

開催場所：市役所第1分館6階 1-601会議室

出席者：相澤委員、岩瀬委員、清水委員、白井委員、武田委員、長谷川委員
松本委員（以上7名 出席）

審議議題：新潟プラザビル 新設届出について（1回目）

審議内容：

（事務局から当案件の概要を説明し、その後審議を行った。）

委員	荷さばき計画において、搬入出車両として2トントラックを用いる計画となっているが、取扱商品が家具であることから、作業効率を考慮すると10トントラック等のより大きな車両を用いるのが通常ではないか。
事務局	設置者に確認する。
委員	騒音予測の結果について、環境基準値の限度に近い値であるが、従来から存在していた店舗であり現況から見て環境が悪化するとは考えにくいことや、設置者において各種の騒音対策を講じるとされていることから、届出内容でやむを得ないものとする。
委員	駐車場の案内看板を店舗出入口に設置するとの計画であるが、案内方法として実効性に疑問がある。他の場所に駐車して来店した客が当該看板を見て車を移動させるとは思えない。
事務局	店舗開店時などに配布するチラシにおいて駐車場位置の周知を図る計画である。また、駐車場の入口にも案内表示を行う計画である。
委員	駐車場の確保について、出店地は都市計画法上の駐車場整備地区であり、また周辺には民間の時間貸し駐車場が多数存在している。このような場合にまで設置者に対して駐車場の確保を求める必要があるのか。現実には届出の内容で差し支えないと考えるが、周辺の駐車場の整備状況を考慮した対応を検討してもよいのではないかと考える。
事務局	指摘のとおり当該地域周辺には、相当数の時間貸し駐車場があるものの、必ずしもこれらの駐車場に停車できるとはいえないことから、専用の来客用駐車場を確保した方が交通対策上望ましいと考える。 主たるテナントが家具店であることから、届出においては必要台数について独自の算出を行っているが、算出方法に特段支障は無いと思われるため、届出のとおり設置していただく考えである。

委員 事務局	届出駐車台数に従業員駐車場は含まれるのか。 含まれない。従業員駐車場は来客用駐車場とは別に確保する計画である。
委員 事務局	駐車場の確保の方法について、どのような契約となるのか。 民間の時間貸し駐車場 20 台分を専用の駐車場として契約する。また、古町地域の共通駐車券を利用可能とする計画である。
委員 事務局	当該建築物については、老朽化が進んでいるが、耐震診断等を行っていないと思われる。店舗の開店後、建築基準法第 12 条の定期調査報告を適切に実施するよう、市から指導を行ったようだが、来客の安全確保を考慮すると、開店前にも建築物や設備の安全性について自主的な調査を実施するよう指導してはどうか。 設置者と協議する。

(審議後、現地調査の日程調整及び次回審議会日程の連絡を行い終了した。)

以上